

2 計画の策定経過

(1) 計画策定経過の概要

年 月 日	経 過
平成 15 年 11 月	那覇市保健福祉医療審議会（審議会）に計画策定を諮問
平成 16 年 1 月	地域福祉計画部会（計画部会）で策定体制と校区健康福祉検討会（住民ワークショップ）について審議
平成 16 年 2 月	計画部会で住民ワークショップのモデル地域に 4 つの小 小学校区を選定
平成 16 年 4 月	計画部会で住民ワークショップの実施体制について審議
平成 16 年 4 月～7 月	住民ワークショップを 4 つの小小学校区でそれぞれ 4 回ず つ開催
平成 16 年 8 月	住民ワークショップ合同発表会を開催
平成 16 年 9 月	計画部会で計画の枠組みを審議
平成 16 年 10 月	地域福祉計画検討会議（検討会議）及び審議会で計画の 枠組みを審議
平成 16 年 11 月	計画部会で計画素案を審議
平成 16 年 12 月	検討会議及び計画部会で計画素案を審議
平成 17 年 1 月～2 月	計画素案に対するパブリックコメント（市民意見の募集） を実施
平成 17 年 2 月	計画部会及び検討会議で計画案をまとめ審議会へ報告 審議会で計画案を審議
平成 17 年 3 月	審議会より市長へ計画案を答申

(2) 審議会等の審議経過

保健福祉医療審議会

回 数	月 日	内 容
第 1 回	平成 15 年 11 月 26 日	・ 地域福祉計画の策定について ・ 臨時委員の委嘱について ・ 地域福祉計画部会（計画部会）の構成員について
第 2 回	平成 16 年 10 月 27 日	・ 地域福祉計画の枠組みについて
第 3 回	平成 17 年 2 月 23 日	・ 地域福祉計画案について

保健福祉医療審議会 地域福祉計画部会

回 数	月 日	内 容
第 1 回	平成 16 年 1 月 23 日	・ 部会長、副部会長の選出 ・ 策定体制について（検討会議、作業部会） ・ 校区健康福祉検討会（住民ワークショップ）の目的及び実施方法について
第 2 回	平成 16 年 2 月 20 日	・ 住民ワークショップのモデル地域を選定
第 3 回	平成 16 年 4 月 12 日	・ 住民ワークショップの実施体制について
第 4 回	平成 16 年 9 月 30 日	・ 地域福祉計画の枠組みについて
第 5 回	平成 16 年 11 月 24 日	・ 地域福祉計画素案について
第 6 回	平成 16 年 12 月 24 日	・ 同上
第 7 回	平成 17 年 2 月 16 日	・ 地域福祉計画案について

地域福祉計画検討会議

回 数	月 日	内 容
第 1 回	平成 16 年 10 月 21 日	・ 地域福祉計画の枠組みについて
第 2 回	平成 16 年 12 月 27 日	・ 地域福祉計画素案について
第 3 回	平成 17 年 2 月 15 日	・ 地域福祉計画案について

(3) 住民ワークショップ開催状況

地域福祉計画の策定にあたり地域の生活課題とニーズを把握し計画に反映させるため、4つの小学校区で住民ワークショップを開催した。

第1回住民ワークショップ

開催地区	開催日（平成16年）	参加人数	内容・テーマ
若狭小学校区	4月24日(土)	14	「私たちの地域ってどんなところ？」
さつき小学校区	4月24日(土)	14	
大道小学校区	4月25日(日)	12	
石嶺小学校区	4月25日(日)	20	

第2回住民ワークショップ

開催地区	開催日（平成16年）	参加人数	内容・テーマ
若狭小学校区	5月29日(土)	11	「健康・福祉・介護・子育て・安全について話し合おう」
さつき小学校区	5月29日(土)	10	
大道小学校区	5月29日(土)	7	
石嶺小学校区	5月30日(日)	12	

第3回住民ワークショップ

開催地区	開催日（平成16年）	参加人数	内容・テーマ
若狭小学校区	6月26日(土)	7	「健康・福祉・介護・子育て・安全について話し合おう」
さつき小学校区	6月26日(土)	9	
大道小学校区	6月26日(土)	8	
石嶺小学校区	6月27日(日)	14	

第4回住民ワークショップ

開催地区	開催日（平成16年）	参加人数	内容・テーマ
若狭小学校区	7月24日(土)	13	○解決のヒントを探ろう ○発表会の準備をしよう
さつき小学校区	7月24日(土)	6	
大道小学校区	7月24日(土)	14	
石嶺小学校区	7月25日(日)	9	

住民ワークショップ合同発表会

平成16年8月14日（土）午後2時から那覇市民会館中ホールにおいて、「住民ワークショップ合同発表会」を開催した。

(4) 保健福祉医療審議会等名簿

保健福祉医療審議会名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	高嶺 豊	琉球大学法文学部人間学科教授	会 長
2	岩田 直子	沖縄国際大学総合文化学部助教授	副 会 長
3	新垣 清	那覇市自治会長会連合会会長	正 委 員
4	新垣 秀也	南部地区歯科医師会理事	//
5	石原 絹子	NPO 法人 コミュニティおきなわ代表理事	//
6	石川 八代子	那覇市立中学校校長会副会長（城北中学校長）	//
7	大嶺 千枝子	前 沖縄県立看護大学地域保健看護学部教授	//
8	加藤 彰彦	沖縄大学人文学部福祉文化学科教授	//
9	国吉 純郎	那覇市医師会理事	//
10	島袋 富士子	那覇市民生委員・児童委員連合会副会長	//
11	知名 保	沖縄県中央保健所長	//
12	当間 宣子	沖縄県中央児童相談所長	//
13	長嶺 紀雄	那覇市社会福祉協議会常務理事	//
14	早川 忠光	市民公募委員	//
15	作田 宏	市民公募委員	//
16	糸数 武	若狭地域健康づくり実行委員会委員長	臨時委員
17	上江田 清助	民生委員・児童委員連合会事務局長	//
18	阪井 暖子	地域協働クリエイティストディ・チーム代表	//

地域福祉計画部会名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	加藤 彰彦	沖縄大学人文学部福祉文化学科教授	部 会 長
2	石原 絹子	NPO 法人コミュニティおきなわ代表理事	副部会長
3	新垣 清	那覇市自治会長会連合会会長	部 会 員
4	糸数 武	若狭地域健康づくり実行委員会委員長	//
5	上江田 清助	民生委員・児童委員連合会事務局長	//
6	阪井 暖子	地域協働クリエイティストディ・チーム代表	//
7	早川 忠光	市民公募委員	//

地域福祉計画検討会議名簿

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	健康福祉部	副部長	高江洲 義人	委 員 長
2	健康福祉部	政策担当 主 幹	島村 聡	副委員長
3	健康福祉部 福祉政策課	課 長	比嘉 宏志	委 員
4	健康福祉部 健康推進課	課 長	安慶田 憲一	//
5	健康福祉部 こども課	課 長	渡嘉敷 操	//
6	健康福祉部 障害福祉課	課 長	玉城 敏邦	//
7	健康福祉部 ちゃーがんじゅう課	課 長	盛根 秀子	//
8	健康福祉部 保護課長	課 長	高嶺 典子	//
9	総務部 市長公室なは未来室	室 長	城間 悟	//
10	経営企画部 経営企画室	主 査	玉城 祐二	//
11	市民文化部 コミュニティ活性化推進室	室 長	具志 真孝	//
12	都市計画部 都市計画課長	課 長	兼次 俊正	//
13	教育委員会 生涯学習部 社会教育・スポーツ課	課 長	長田 隆子	//
14	教育委員会 生涯学習部 中央公民館	館 長	高江洲 盛雄	//
15	教育委員会 学校教育部 学校教育課	課 長	小波津 繁雄	//

(5) 那覇市保健福祉医療審議会規則

平成12年3月31日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市保健福祉医療審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任意務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の保健、福祉及び医療に係る施策に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、正委員20人以内で組織する。

2 正委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 本市を除く関係行政機関の職員
- (4) 市民

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 正委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、正委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、正委員及び当該審議会の議事を担任する臨時委員の合計数の半数以上が出

席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 前2条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第8条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総括的事務については健康福祉部福祉総務課において、その他の事務については健康福祉部各担当課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 那覇市障害者福祉都市推進協議会規則(昭和56年那覇市規則第19号)は、廃止する。

付 則(平成15年11月4日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。